ILO懇談会開催要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| １　略  ２　メンバー  　　最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ３名並びに原則として厚生労働省において国際労働を担当する審議官、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。  ３　略  ４　懇談会の運営  （１）　懇談会は、厚生労働省において国際労働を担当する審議官が労使の参集を求めて開催する。  （２）～（４） 略 | １　略  ２　メンバー  　　最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ３名及び原則として厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当）、同国際課長、同国際企画・戦略官とする  ３　略  ４　懇談会の運営  （１）　懇談会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当）が労使の参集を求めて開催する。  （２）～（４）略 |